

大分縣地方史

第 6 1 号

続民俗特集号

目 次

報 告

- 宇佐神宮の御田植祭……………入 江 英 親… 1
野津原地方の庚申信仰……………岡 部 富久市…13
香々地町、国見町の庚申塔……………小 泊 立 矢…31
笛(横笛、尺八、竹貝)
— 大分県の竹史 — ……………安 部 巖…41

論 説

- 杵築城(木付城)復元考……………須 賀 金 夫…50
日田地方のキリシタンについて……………高 倉 芳 男…57
太閤検地における村位別石盛り制の研究(三)
……………佐 藤 満 洋…69

紀 行

- 史蹟めぐり……………久 保 トミ子…93
田平(たびら)と焼罪殉教地に就て……………立 川 輝 信…100

会 報

編集後記

昭和 46 年 3 月

大分県地方史研究会

大分県地方史研究会規約

- 一 この会は大分県地方史研究会という。
- 二 この会は事務所を当分の間、大分市且野原大分大学教育学部国史研究室内におく。
- 三 この会は県内各地の地方史研究者、研究団体及び中央学会並びに他都道府県史の同種学会との連絡を密にして、日本史学の基礎たる地方史の研究を推進する事を目的とする。
- 四 この会は前項の目的を達成するため、左の事業を行なう。
 - 1 会誌（大分県地方史）の発行
 - 2 研究会、講演会、実地調査等の開催
 - 3 文化財の調査、蒐集、保存
 - 4 その他本会の趣旨に賛同し、規定の会費を納める者を会員とする。尚この外に会長、顧問、参与、名誉会員をおく
- 五 事ができる。
- 六 この会は毎年一回会員総会を開く。但し、必要に應じ臨時総会を開く事ができる。
- 七 この会に左の役員をおく。
 - 1 委員 若干名（各郡市代表一名宛を含む。）
 - 2 監事 二名
 - 3 参事 若干名
- 八 委員は会員中から総会において選出する。委員の任期は二年とし再任をさまたげない。委員会は互選により委員長一名、常任委員若干名を選出し、会運営に当る。参事は委員長の委嘱により、委員会をうけて一般事務処理に当る。
- 九 会長は総会、顧問は委員会で推薦して総会の承認を求めらる。
- 一〇 監事は総会によって会員中より選出され、会計監査に当る。その任期は二年とする。
- 一一 この会の経費は、会費及び寄附金等によってまかなう。会費は年額一千円とする。
- 一二 規約の変更は総会の決議によってのみなされる。

第六十号 内容

報 告

納屋の民俗(一).....	藤原 正喜男
内成の民俗(一).....	小 玉 洋 美
阿蘇野の民俗(一).....	加 藤 泰 信
飯田の民俗(一).....	後 藤 正 二